

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
上下水道部 管理課・工務課	9月30日	11月13日～ 12月25日	11月27日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

上下水道部管理課

指摘事項

【事務事業】

○特別修繕引当金の計上が不適切なもの

水道事業会計における令和4年度宮野浦配水場ほか電気計装設備修繕工事 172,760,000 円（税抜き）の会計処理について、令和元年度から令和3年度までに繰入れした特別修繕引当金 231,070,000 円に対応したため、令和4年度においては消費税分 17,276,000 円のみ3条予算（収益的収支）の営業費用の修繕費から支出され、58,310,000 円の営業外収益の引当金戻入が計上されていた。

特別修繕引当金は、「数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上される引当金をいい、法律上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上するものであること。」とされており、地方公営企業法施行規則第22条には「当該金額を引当金として予定貸借対照表等（令第17条の2第1項第6号に掲げる予定貸借対照表及び法第30条第9項に規定する貸借対照表をいう。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。」と規定されている。

水道事業会計における特別修繕引当金については、令和元年度 83,000,000 円、令和2年度 83,000,000 円、令和3年度 65,070,000 円を繰り入れているが、決算時に当初予算に計上されていない引当金の繰入額を決定するなど、事業年度ごとの修繕費が合理的に見込まれているとは言えず、予定貸借対照表にも適正に計上されていない。また、当該修繕工事の内容を見ると昭和62年8月17日に203,556,788円で取得した配水場電気計装設備の主要な設備となる高圧受電設備一式（耐用年数20年）の工事であり、その老朽化した設備等を更新したものであれば、4条予算（資本的収支）の建設改良費で支出し、翌年度から減価償却費として費用化すべきものである。結果、固定資産台帳を見ると、昭和62年度に取得した残存価額10,177,839円のままとなっており、設備の更新が記載されていない。

下水道事業会計においても、水道事業会計同様、決算時に予算に計上されていない特別修繕引当金の繰入額を決定し、事業年度ごとの修繕費が合理的に見込まれているとは言えず、予定貸借対照表にも計上されていない。

公営企業会計については、収益的収支と資本的収支を明確に区分し、財務状態及び経営成績を適正に表すとともに地方公営企業法等にのっとり適正に会計処理を行うこと。

【過年度未収金の債権管理】

○正当な理由もなく時効が到来していない債権を不納欠損しているもの

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、施行日以降に締結した給水契約に基づいて発生する水道料金債権については、消滅時効期間が5年となっているが、令和4年度水道事業会計決算における不納欠損額670,790円（水道料金636,842円、閉開栓手数料33,948円）に、改定後の民法が適用される時効が到来していない債権13,706円（水道料金10,406円、閉開栓手数料3,300円）が含まれており、正当な理由もなく不納欠損として処理していた。

不納欠損は、債権管理に関する会計上の重要な手続であることから、上下水道事業会計規程及び水道料金等債権管理事務取扱要綱にのっとり適正に行うこと。